

富 山 県 人 口 移 動 調 査 要 綱

1 調査目的

この調査は、国勢調査以降の本県人口の毎月の移動数を調査し、人口の性別、年齢別構成及び地域間移動状況の実態を把握することにより、毎月の推計人口及び世帯数を明らかにして、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく住民票の記載又は削除のあった者について調査する。

3 調査の期間

調査は毎月 1 日から月末までについて、毎月実施する。

4 調査事項

(1) 出生者について

男・女の別、日本人・外国人別出生者数

(2) 死亡者について

男・女の別、生年月、日本人・外国人の別

(3) 転出者について（県内転出者を除く）

男・女の別、生年月、日本人・外国人の別、転出先の住所地

(4) 転入者について

男・女の別、生年月、日本人・外国人の別、従前の住所地

(5) 世帯の移動について

県内・県外・国外別転入数及び分離増加数

県内・県外・国外別転出数及び合併消滅による減少数

(6) 県内転出者数について

男・女の別、日本人・外国人別県内転出者数

5 調査の方法

(1) 調査機関

調査は、市町村が行う。

(2) 調査票

調査票を別紙様式により 2 部作成し、1 部を翌月 10 日までに県へ送付する。

6 集計および結果の公表

集計事項は、次のとおりとし、集計及び公表は県において行う。

(1) 集計事項

(ア) 市町村別人口と世帯数

(イ) 市町村別、年齢別（各歳別）、男女別人口

(ウ) 市町村別人口動態〔自然動態（出生・死亡数）、社会動態（転入、転出数）〕

(2) 公 表

(ア) 月 報

毎月 1 日現在の市町村別、男女別人口・世帯数、人口動態〔自然動態（出生・死亡数）、社会動態（転入、転出数）〕について「富山県の人口と世帯（推計）」として公表する。

(イ) 年 報

集計事項の全てについて、毎年 10 月 1 日現在における人口及び世帯と、各年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間の人口動態を「富山県の人口」（推計）として公表する。

7 調査票の保存期間

市町村長は各調査票を 1 部、1 年間保存する。

8 その他

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

富山県統計調査条例（平成 21 年富山県条例第 7 号）第 3 条第 1 項の規定により 平成 21 年 10 月 1 日に県基幹統計調査に指定
